

# 日本体育大学動物実験施設における管理・利用者用マニュアル

## I. 動物実験施設管理者および施設利用者用

(はじめに)

動物実験施設を利用し、動物実験等を適正に行うため、本マニュアルにおける基本注意事項を遵守し、各法律および基準に則り、動物実験を実施しなければならない。

### 1. 動物実験の実施

動物実験の実施にあたり、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用、使用数の削減、及び苦痛の軽減の 3R(Replacement, Reduction, Refinement)に基づき適正に実施しなければならない(日本体育大学動物実験規定 第1条より)。

#### 1.) 動物実験施設管理体制

- ・別紙1参照

#### 2.) 施設管理者および実験責任者

- ・施設管理者および実験責任者は実験実施者が行う実験の内容及び進捗状況を常に把握しておくこと。
- ・施設管理者および実験責任者は実験実施者が行う実験において、実験動物の飼育およびそれに対する実験が各法律、基準に基づき適正に行われるように指導すること。
- ・施設管理者および実験責任者は実験実施者が行う実験にあたり、実験実施者の実験目的以外の疾病・障害等の健康に留意し、動物実験室の環境保全に努めること。
- ・施設管理者および実験責任者は緊急事態の発生を受けた場合、可能な限り現場へ赴き、その対応および説明を速やかに行うこと  
(日本体育大学動物実験施設における緊急事態対策マニュアル参照)。

### 3.)動物実験実施者および利用者

- 動物実験実施者および利用者は施設管理者ならびに実験責任者に対し,実験の内容および進捗状況を適宜報告し,その説明を行うこと.
- 動物実験実施者および利用者は施設管理者もしくは実験責任者の指導のもと,日本体育大学動物実験倫理規定ならびに各法律,基準を遵守し実験を行うこと.
- 緊急事態発生時,動物実験実施者および利用者は緊急事態対策マニュアルに則り,関係部署ならびに関係教員に連絡をとり,その指示をまつこと.
- 緊急事態発生時,動物実験実施者および利用者は施設管理者ならびに実験責任者の求めに応じ,実験動物状況,実験状況,およびその対応について説明できるように努めること.

## 2. 動物実験における注意事項

- 実験動物は適切に搬入し,その購入履歴,管理体制を明らかにするように努めること.
- 実験動物の飼養に際して,給餌・給水処置を適切に行うこと.
- 実験動物を取り扱う際は,白衣・手袋・防塵マスクを着用し,動物実験室外に実験動物の体毛や血液を持ち出さないこと.
- 感染性廃棄物の処理は厳密に行い,所定の手続きを経て適切に処理すること.
- 実験目的以外の疾病・障害を実験動物が罹っていた場合,適切な処置を施し,実験動物ならびに動物実験施設の環境保全に努めること.

## 別紙 1：動物飼育室管理体制について

### 日本体育大学 動物飼育管理体制

動物実験施設名：東京・世田谷キャンパス

動物施設実験室(2B57 実験室)

横浜・健志台キャンパス

健志台実験動物舎

